

**熊本市地域通訳案内士育成研修を実施します**

☎ 8月～12月の日曜日(月1、2回程度) ※全日程への参加が必須。場桜の馬場城彩苑多目的交流施設ほか  
 ☑ 熊本市地域通訳案内士とは、本市の歴史・文化について深い知識を有し、かつ外国人観光客が快適で充実した旅行ができるように通訳の案内ができる人のことです ☑ 中国語、英語が得意な方(語学力要件はホームページ参照) ☑ 30人 ☑ 20,000円 ☑ 専用フォームから申込者の情報、語学検定の証書の写し等を入力  
 詳しくは、市ホームページでお知らせします。  
 (観光政策課 ☎328-2393)

**「生涯学習出前講座」を受講しませんか？講師を派遣します 無料**

熊本市役所や国の機関、病院や大学、その他の団体の職員を講師として派遣し、業務の取り組みについてのお話や説明をする「生涯学習出前講座」を実施しています。200以上の講座を無料(材料代を除く)で受講できますので、地域団体での学習会、職場の研修会などにご活用ください。  
 詳しくは、市ホームページへ。  
 (生涯学習課 ☎328-2736)

**スマホ教室を受講しませんか 無料**

☎ 7月1日(月)、8日(月)、16日(火)(全3回) 午前10時～1時間30分程度  
 場 熊本市高齢者技能習得センター(西区島崎4丁目2-95) 内 スマホに変えてみたけれど使い方がわからない、何ができるの?といった疑問に答えるスマホ教室です ☑ 市内に住む60歳以上の方 ☑ 5人程度(抽選) ☑ 6月20日(木)までに電話およびファクス(325-7616)で熊本市高齢者技能習得センター(☎325-7616)へ  
 詳しくは、市シルバー人材センターホームページ(https://www.kumamoto-sjc.jp/kouza.html)へ。  
 (高齢福祉課 ☎328-2963)

**6月2日～8日は危険物安全週間**

私たちの生活に欠かせないガソリンや灯油、高濃度の消毒用アルコールなどは、ひとたび取り扱いを誤ると火災等の事故につながる危険性があります。火災危険性の高い物質は「危険物」として消防法で規制されていますが、全国的にも危険物の事故は後を絶ちません。  
 毎年6月第2週は「危険物安全週間」です。この機会に、身の回りにある危険物の取り扱いや保管の方法について、引火や漏れの恐れがないか安全確認をお願いします。  
 一令和6年度危険物安全週間推進標語「次世代へつなごう無事故と 青い地球」(消防局予防部指導課 ☎363-0212)

**街なかの分煙施設(喫煙場所)を紹介します**

望まない受動喫煙を防ぐため、どなたでも利用できる分煙施設(喫煙場所)が4か所設置されました。喫煙する際は分煙施設(喫煙場所)を利用し、受動喫煙のない安全で安心な都市環境整備にご協力をお願いします。  
**【分煙施設(喫煙場所)】**  
 ・パークシティ24h(水道町)  
 ・熊本屋台村(城東町)  
 ・YASUDA.BLDG(新市街) ※加熱式たばこ専用  
 ・HAB@(下通入口)  
 喫煙する際は、マナーとルールを守りましょう。その他協力店舗もあります。  
 詳しくは、市ホームページへ。  
 (生活安全課 ☎328-2397)

**反射材を活用しましょう！**

夕暮れ時や夜間に交通事故が多発しています。反射材を身に付けていると、50～60m離れた車からも目視することができます。暗くなると、ドライバーは歩行者や自転車の動きが見えづらくなるため、夕暮れ時や夜間に外出するときは、必ず明るい色の服や反射材を身に付けるようにしましょう。反射材を活用することで、周りに自分の存在を知らせ、交通事故から身を守りましょう。  
 (生活安全課 ☎328-2397)

**熱中症の季節がやってきます**

去年は県内で1,600人以上の方が熱中症で救急搬送されました。これからまた暑い季節になります。以下の点に注意して、熱中症を予防しましょう。  
**■暑さを避ける**  
 ・扇風機やエアコンを活用しましょう。  
 ・涼しい服装を心がけましょう。  
**■体力づくりと体調管理**  
 ・暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で体力づくりをしましょう。  
**■こまめな水分補給**  
 ・のどが渇いたと感じる前に水分補給を心がけましょう。  
**■熱中症警戒アラートの活用**  
 ・環境省では暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っています。熱中症警戒アラートが発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用するなど適切な予防行動をとりましょう。  
 (健康づくり推進課 ☎328-2145)

**子猫がいたら見守って**

母猫は人がいないときにこっそり子猫のお世話をしています。母猫が近くにいないからといって、子猫に触ったりエサをあげたりすると、人間のニオイが付いて子育ての放棄につながります。飼うつもりがないのであれば、静かに見守りましょう。  
 その場所に居てほしくない場合は、子猫の近くに、猫の嫌う臭いがするもの(酢、かんきつ類の皮、コーヒーの粉等)や猫が嫌う音を出す機械(超音波発生装置)を設置しましょう。市動物愛護センターでは、超音波発生装置を試したい方へ2週間貸し出しを行っていますので活用ください。  
 (市動物愛護センター ☎380-2153)

**猫の飼い主の方へ**

**■屋内飼育をしましょう**  
 猫を屋外に出すと、交通事故や感染症の危険性が高くなる、迷子になって帰って来られない、他人に迷惑をかけてしまう等の問題が出てきます。また、野良猫の繁殖を抑制するために不妊去勢手術を実施する際、野良猫と間違えられて捕獲されてしまうことも考えられます。猫を飼う際は屋内で飼育しましょう。  
**■迷子札をつけましょう**  
 迷子になった猫を保護しても連絡先がないと猫は帰ることができません。飼い主の名前と連絡先を書いた迷子札を付けるようにしましょう。  
**■不妊去勢手術をしましょう**  
 適正に管理できる猫の頭数には限界があります。望まない妊娠・出産で飼い猫を増やさないようにしましょう。また、発情期の鳴き声や脱走も減少するという効果もあり、生殖器系の病気の予防にもなるため、飼い猫には不妊去勢手術をしましょう。  
**■災害に備えて準備しておきましょう**  
 ケージやキャリーに慣れさせたり、ペット用の避難用具の準備、預け先を確保しておくなど、日頃から準備しておきましょう。  
 (市動物愛護センター ☎380-2153)

**倒壊の危険性が高い空き家の解体費の一部を補助します**

上限は60万円です。「建物が傾いて倒壊の危険性が高い」などの要件があります。  
 詳しくは、市ホームページへ。  
 (空家対策課 ☎328-2514)



**これから住宅などの建築をお考えの方へ**

建築基準法等の改正により令和7年4月から建築確認手続き等が変わります

- 1.「建築確認・検査」の対象範囲が変わります。**  
 ・都市計画区域外においても、階数2以上または延べ面積200m<sup>2</sup>超の建築物は全て建築確認・検査の対象になります。また、大規模な修繕・模様替えを行う際も同様です。
- 2.「審査省略制度」の対象範囲が変わります。**  
 ・階数2以上または延べ面積200m<sup>2</sup>超の建築物は、市内の全ての地域で確認申請の際に構造および省エネ関連の図書の提出が必要になります。
- 3.「省エネ基準適合」の対象範囲が変わります。**  
 ・原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。  
 ・階数2以上または延べ面積200m<sup>2</sup>超の建築物は、市内の全ての地域で省エネ基準への適合確認手続きが必要になります。  
 詳しくは、市ホームページへ。  
 (建築指導課建築審査室 ☎328-2516)

**公共施設マネジメント啓発マンガを作成しました！**

本市では、「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、市有施設の適切なマネジメントを進めています。この取り組みを市民の皆さんにわかりやすくお伝えするために、マンガを作成しました！  
 続きは右記のQRコードからご覧ください！

(資産マネジメント課 ☎328-2845)

**野菜のウイルス病まん延防止にご協力ください**  
 ～野菜を栽培する皆さんへ～

気温が高くなるこれからの時期は、野菜に写真のような症状がみられることがあります。  
 すいか・メロン・きゅうり・トマトなどがタバコナジラミなどの害虫によってウイルスに感染すると、生育が非常に悪くなり、品質低下や収量の減少といった大きな被害を受けます。  
 農家の方や、ご家庭で菜園をされている方も、周辺を除草する、ウイルス病にかかった作物を抜き取る、栽培終了後には速やかに片付けるなどの対策を行い、地域全体でウイルス病のまん延防止に取り組みましょう。

タバコナジラミ  
 トマト黄化葉巻病  
 ミナミキイロアザミウマ  
 キュウリ退緑黄化病

問い合わせ先 熊本市県央広域本部農林部農業普及・振興課(☎333-2778)  
 (農業支援課 ☎328-2384)